

令和3年度 第1回高知県中山間総合対策本部会議 次第

日時：令和3年6月4日（金）

14：00～16：00

場所：第二応接室

■開会

■本部長（知事）挨拶

■議題

1. 令和3年度中山間総合対策本部の運営について
2. 中山間対策に関連する各部局の運営方針等について
3. 集落活動センターの取り組み状況等について
4. 集落实態調査の進め方について
5. その他

■閉会

・・・資料・・・

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 資料1-1 | 中山間総合対策本部の概要 |
| 資料1-2 | 令和3年度中山間対策の全体像 |
| 資料2 | 中山間対策に関連する各部局の運営方針 |
| 資料3-1 | 集落活動センターの取り組み概要、開設状況 |
| 資料3-2 | 令和3年度集落活動センターの取り組み状況等について |
| 資料4 | 集落实態調査の進め方について、各質問項目と各分野における施策の検討 |

令和3年度 第1回高知県中山間総合対策本部会議の進め方等について

日時：令和3年6月4日（金）14:00～16:00

場所：第二応接室

■ 開会（14:00）

■ 本部長（知事）挨拶（14:00～14:05）

■ 議題

1. 令和3年度中山間総合対策本部の運営について（14:05～14:15）

- 令和3年度中山間総合対策本部における取り組みの方向性や運営のポイント、推進体制、スケジュール等について説明する。

2. 中山間対策に関連する各部局の運営方針等について（14:15～14:45）

- 各部局から説明後、意見交換を行う。

3. 集落活動センターの取り組み状況等について（14:45～15:45）

- 各地域本部から集落活動センターの取り組み状況や地域の現状と課題、今後の取り組み方針、各部局と連携すべき事項等について説明を受け、意見交換を行う。

時間	報告者
14:40～15:20	7ブロック（安芸、物部川、高知市、嶺北、仁淀川、高幡、幡多）で40分
15:20～15:40	質疑応答・意見交換

4. 集落实態調査の進め方について（15:45～15:55）

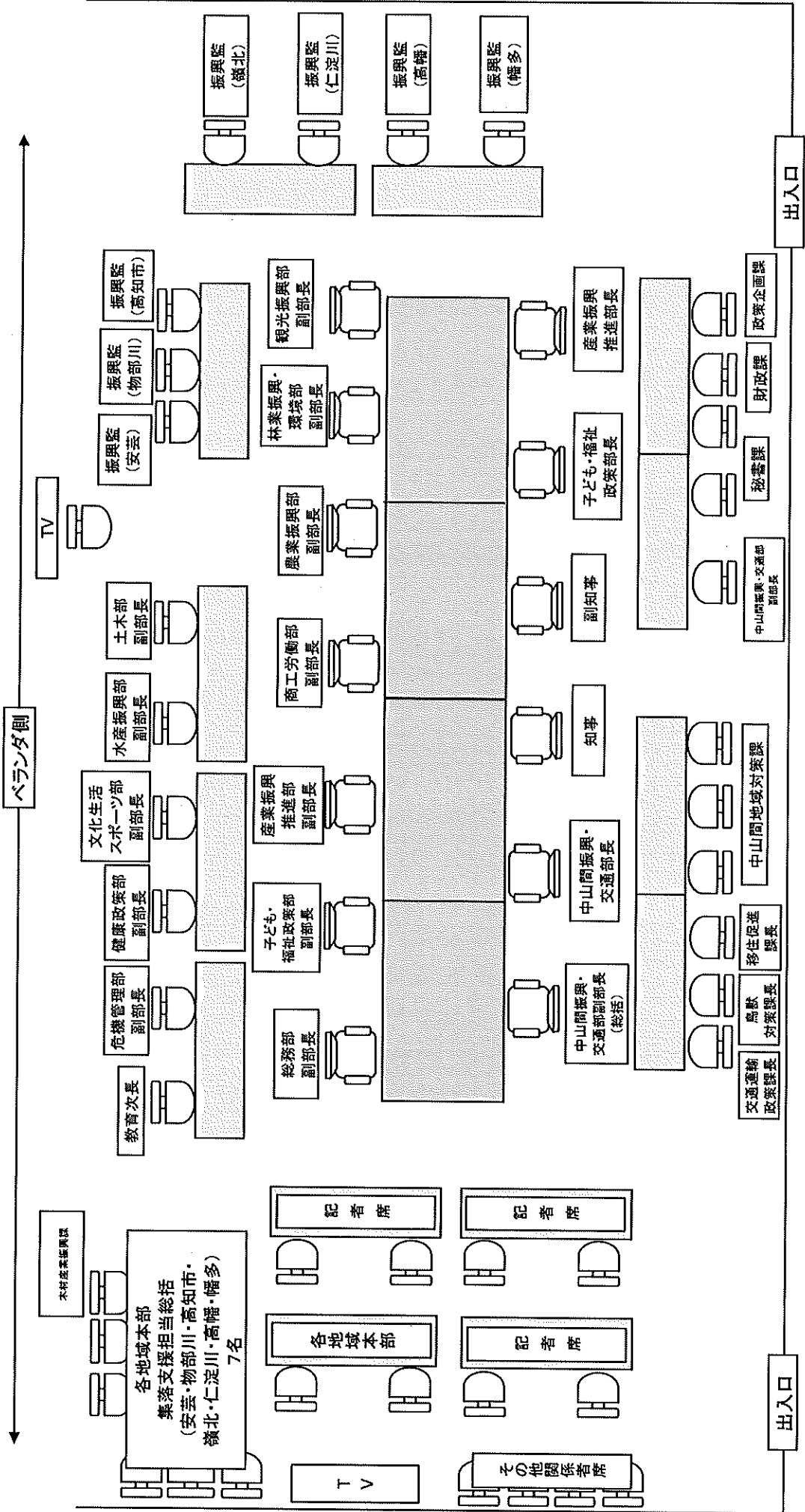
- 集落实態調査の概要や質問項目、今後の日程等について説明する。

5. その他（15:55～16:00）

- 「令和3年度全国過疎問題シンポジウム in こうち」について情報共有を行う。

■ 閉会（16:00）

第1回中山間総合対策本部会議 座席表 R3.6.4 【県庁2階第二応接室】



高知県中山間総合対策本部設置規程

(設置)

第1条 関係部局の連携により、実効ある中山間地域対策を推進するため、高知県中山間総合対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部次長
- (4) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部次長は、子ども・福祉政策部長、産業振興推進部長及び中山間振興・交通部長をもって充てる。

5 本部員は、総務部副部長、危機管理部副部長、健康政策部副部長、子ども・福祉政策部副部長、文化生活スポーツ部副部長、産業振興推進部副部長、産業振興推進部地域産業振興監、中山間振興・交通部副部長、商工労働部副部長、観光振興部副部長、農業振興部副部長、林業振興・環境部副部長、水産振興部副部長、土木部副部長及び教育次長（副部長又は次長が2人以上あるときにあっては、本部長が指名した者とする。）をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の部局の副部長又は次長を本部員とすることができる。

(職務)

第3条 本部長は、対策本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部次長は、副本部長を補佐し、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて対策本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第4条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 中山間地域の実態把握に関すること。
- (2) 中山間地域の調査研究に関すること。
- (3) 中山間地域対策の検討及び推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中山間地域対策に関連する重要事項に関すること。

(推進チーム)

第5条 本部長は、必要に応じ、個別の課題・テーマに応じた推進チームを設置することができる。

2 前項の推進チームの構成員は、本部長が指名する。

(事務局)

第6条 対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は中山間振興・交通部中山間地域対策課長を、事務局次長は中山間振興・交通部中山間地域対策課課長補佐をもって充てる。

4 事務局職員は、中山間振興・交通部中山間地域対策課の職員をもって充てる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年2月17日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年度全国過疎問題シンポジウムinこうち 概要資料

メインテーマ	過疎地域の持続的な発展を目指して
サブテーマ	～高齢者の暮らしを守り、若者が誇りと希望が持てる地域づくり～

○趣旨・・・地域住民が支え合う仕組みを形成し、過疎地域の持続的な発展を目指す。

- ・ 過疎地域においては、依然として人口が減少し、小規模で高齢者比率の高い集落が増えることなどにより、産業の後継者や地域活動の担い手の不足、生活基盤の弱体化など、多くの課題を抱えています。
- ・ 一方で、過疎地域は、四季折々の豊かな自然や人々の営みが美しい風景を織り成し、水や食料の供給源となり、多様な生態系を維持し、国土の保全や水源の涵養、農地や山林による防災・減災機能を有し、国民の憩いの場としての機能も有しています。
- ・ それぞれの過疎地域において、人々は支え合い、知恵と工夫を凝らしながら生活を営んでおり、その暮らしは都市部にはない価値として見直されつつあり、「地方への新しいひとの流れ」も生まれてきています。
- ・ こうしたなか、過疎地域におけるさまざまな取組について、更なる議論を深めるとともに、全国の優れた取組にふれ、参加者相互の交流を図るなど、人と人とのつながりを通じて、今後の過疎地域の持続的な発展につなげていくため「全国過疎問題シンポジウム2021inこうち」を開催します。

○大会の流れ

・ 令和3年11月4日（木）

- (1) 全体会（高知市文化プラザかるぼーと）
 - ① 開会式
 - ② 過疎地域優良事例表彰式
 - ③ 基調講演
 - ④ パネルディスカッション
- (2) 交流会（希望者）

・ 令和3年11月5日（金）

- (1) 分科会（県内5市町村）
 - ① 第1分科会 土佐町
 - ② 第2分科会 香美市
 - ③ 第3分科会 いの町
 - ④ 第4分科会 須崎市・中土佐町

○主催

総務省、全国過疎問題シンポジウム実行委員会(高知県、全国過疎地域連盟、高知県地域振興総合協議会)

